

第 1 回加古川市教育振興基本計画検討委員会 決定事項及びご意見等について

1 日 時 令和 2 年 6 月 19 日（金） 9 時 30 分から 12 時まで

2 策定方針等

(1) 計画の位置付け

教育基本法第 17 条第 2 項に規定される地方公共団体の「教育の振興のための施策に関する基本的な計画」であり、国及び兵庫県の教育振興基本計画を参酌しつつ、本市の「加古川市総合計画」の教育に関する分野や、その他関連する計画の内容を踏まえた、教育の振興を図るために定める基本的な計画である。

(2) 計画の枠組み

- ①計画の対象は、市内にある市立の幼稚園や保育所、認定こども園、小学校、中学校、特別支援学校における教育及び家庭や地域における教育とする
- ②対象期間は 4 年間（令和 3 年度から令和 6 年度）とする
⇒国及び県の計画の連動を次期策定時からより重視していくため
- ③計画の進捗状況を可視化するために評価指標を設定する

3 委員からの主な意見等

- ・「加古川市の教育を取り巻く環境の変化と課題について」に「(10) 厳しい財政状況下での教育行政等のあり方」とあるが、「厳しい財政状況」というマイナスイメージの表現ではなく、前向きな表現を使う方がよいのでは。
- ・第 2 期計画の成果、課題等が見えにくいので、見えやすい形で示してほしい。
- ・基本理念「ともに生きるこころ豊かな人づくり」は変えるのか。こういった計画は基本的にまず基本理念から検討するべきと考える。
- ・教育ビジョンの計画期間が 4 年間になると、令和 3 年度から 6 年間で計画期間とする市の総合計画と期間のズレが生じる。計画の推進にあたり市と教育委員会が連携し、整合性を図っていくことが重要である。
- ・第 2 期計画で取り組んだ中で、成果があったものもアピールしてほしい。その中にある課題にも取り組みながら、未来が展望できるような内容であるべきである。
- ・近年、教員の負担が増えていると感じる。教員の負担を軽減できる体制を整備すべきである。
- ・ICT を活用した教育の推進においては、教員のスキルも向上させていく必要がある。
- ・教員の人権に関する指導力等がまだ足りていないと感じるので、道徳の時間だけではなく教科横断的に人権を盛り込んだ教育に取り組むべきである。
- ・勉強だけではなく、各子どもの伸びるところを教員も暖かく伸ばせるような余裕がある学校現場にしてもらいたい。
- ・指標設定については、同じ指標であっても市民や保護者が見た指標と、教員が見た指標では差が出ると思う。それらを両方とも見られるような指標である方がより良いと考える。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響を受け、危機管理の項目が今後重要になると考える。教育現場でも状況に応じ、柔軟にやり方を変えていくことの重要性をどこかで記しても良いのでは。